

月報私学

5

2018
Vol.245



仏さまの教えを根幹として幼児教育をおこなう「しゃらこども園」は、平成27年度にしゃら幼稚園がしゃら保育園の事業を引き継ぎ、多くの方々の協力により新しい園舎を建て、認定こども園として再出発しました。地域の核になるよう、210人の希望の子どもたちと40人の職員が元気に毎日を過ごしています。

写真提供：学校法人 明真学園（鹿児島県曾於市）

CONTENTS

- 就任あいさつ 理事長 清家 篤..... 2
- 平成30年度 私立大学等経常費補助金説明会..... 3
- 私学事業団融資のご案内..... 4
- 平成30年度 学校法人等基礎調査のご案内..... 7
- 私立学校寄付金ポータルサイトのご案内..... 8
- 若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください.....10
- 平成30年度の年金額.....11
- 退職等年金給付掛金の払込実績にかかる情報通知を送付します/マイナンバー制度における情報連携開始が延期となりました（年金等給付事業）.....12
- 人間ドック利用費用の補助/「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」にかかるマイナンバーの記入漏れにご注意ください.....13
- 「ジェネリック医薬品差額通知」の効果（報告）/平成30年度 生涯生活設計セミナーの開催14
- 平成30年度 第1回私学共済事務担当者連絡会/平成30年度 第1回私学共済事務担当者研修会15
- 共済定期保険・積立共済年金 平成30年度前期募集.....16
- 私学共済ホームページのご案内.....17
- INFORMATION.....18
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内.....20



就任あいさつ

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 清家 篤

この度、河田悌一前理事長の後をうけて、日本私立学校振興・共済事業団理事長に就任致しました。私立学校の振興と、そこで働く教職員の福利厚生の上のため、力を尽くしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私たちは今、大きな変化の時代を生きています。日本の少子高齢化は、歴史的にも前人未踏の領域に入ってきました。また第4次産業革命ともいわれる、急速に進む非連続的な技術進歩は、経済社会のさまざまな面で大きなインパクトを与えています。そうした大きな変化の時代に、私立学校の果たす役割はますます大きなものとなっています。それは、とりわけ次の二つの面で明らかであると思います。

一つはいうまでもなく人材の育成です。少子高齢化によって労働力人口が減少する中で、経済社会を持続可能なものにさせていくには、少なくとも働き手一人一人の能力を高めていく他ありません。また技術革新によって仕事の多くが機械や人工知能などに置き換えられていくとき、人には機械や人工知能にはできないような高度な仕事

をする能力が求められます。大学・短大等の高等教育でいえばその学生の8割を教育する私立学校なしにこうした個人の能力向上は実現しえないでしょう。

そしてもう一つ大きな変化の時代に私立学校の果たすべき重要な役割が社会に多様性を確保することです。幼稚園から大学・大学院まで、私立学校はそれぞれ独自の建学理念を持ち、独特の個性ある教育や研究活動を行っています。これによって教育の内容、研究の方向性などに多様性がもたらされているわけです。今日、経済活動においても、また社会の在り方としても多様性を高めることが求められている時代に、教育や研究の面でも多様性を高めることはますます重要になっており、それをもたらし私立学校の役割はより大きなものとなっていると言えるでしょう。

また、変化の無い静態的な社会では、一つの考え方に従ってものごとを進めるのが効率的であるかもしれません。しかし、変化の大きな不確実性の増大する社会においては、一つの考え方に従ってものごとを進めていると、

もしその考え方が時代状況に合わなくなったときには、社会全体が一蹶に崩れてしまいかねません。

社会の中に異なる多様な考え方があり、それぞれに従って多様なものごとの進め方が存在することによって、変化に対応する選択肢もまた多く確保されます。教育や研究の場においてはとりわけそうした多様性が重要であることはいまでもありません。多様な私立学校の存在は、変化の大きな、不確実性の増大する時代に、社会に多様性を確保することによってその持続可能性を担保するためにも不可欠なものとなっているのです。

そうした多様性は私立学校の自主独立の学校運営によって可能になるものです。その基盤は私立学校の経営の安定にあることはいまでもありません。またその多様性は、私立学校で働く教職員の自由で創造的な教育、研究によって実現されています。そのためには教職員が安心して後顧の憂いなく生活できなければなりません。

もとよりそうした条件は私立学校が、自らの努力による自主独立の経営によって確保すべきものです。私立学校経営者やそこで働く教職員に独立の気概が無ければ、自らの信じる教育や研究を貫くことはできません。『学問のすすめ』の中で福澤諭吉は、「独立の気力なき者は必ず人に依頼す、人に依頼する者は必ず人を恐る、人を恐る、者は必ず人に諂へつうものなり。常に人を恐れ、人に諂う者は次第にこれに慣れ、その面の皮、鉄の如くなりて、恥ずべきを恥じず、論ずべきを論ぜず、人をさえ見れば唯腰を屈するのみ」と、独立の気概を持つことの意義を明快に説いています。

まさに「私立」であるということは、政府などに頼ることなく、それぞれの建学の理念に従って自主独立の教育、研究を行うことであり、上述のようにそのこと自体が、社会における私立学校の存在意義であると言って過言ではありません。しかし同時に、教育、研究の持つている公共財としての部分については、公的財政支出が行われるのは当然であり、そしてまた、そうした私立学校の独立を確保するためにも、互助機能として事業資金の貸付けや教職員の共済事業は不可欠であります。日本私立学校振興・共済事業団の役割は、そうした私立学校や私立学校教職員が「独立」して活動することのできるプラットフォームを構築し、それを維持発展させていく、というところにあります。今後とも私立学校、私立学校教職員と手を携えて私立学校の振興と、私立学校教職員の福利厚生向上に努めてまいりますので、皆様におかれましては私どもに対して、どうぞよろしく御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度 私立大学等経常費補助金説明会

私学事業団では、「平成30年度 私立大学等経常費補助金説明会」（以下「説明会」といいます）を6月4日より全国7会場で開催します。今年度は、近畿地区においては大阪から京都へ、会場を変更しています。

各会場において対象地区を設定していますが、本来の対象地区以外に、6月8日（金）の東京会場（実践編）への参加申し込みも可能です。

1日目の基礎編では、補助金の概要等について、2日目の実践編では、30年度の変更点等を中心とした説明を行います。両日とも会場内に「相談コーナー」を設けますので、ぜひご利用ください。

説明会の対象者及び内容は次のとおりです。

基礎編

対象者

補助金事務を初めて経験する方や、補助金のしくみを基礎から学びたい方、補助金事務担当者以外で申請書類作成に関係する方等

内容（予定）

- ① 補助金制度の概要、申請事務の流れ等の基礎的な内容について、事例等を使って説明します。
- ② 補助金申請事務の流れ
- ③ 各種調査票と補助金計算との関係

実践編

対象者

補助金事務責任者を含む担当者等

内容（予定）

文部科学省私学助成課から、私立大学等の振興方策の現状や、直接補助等について説明し、事業団助成部補助金課から、30年度の変更点とそれに伴う留意点等を説明します。

- 1 一般補助
平成30年度の変更点等
- 2 特別補助
平成30年度の変更点等
- 3 私立大学等改革総合支援事業
平成30年度の変更点等
- 4 会計検査院の实地検査状況
最近の検査状況等
- 5 私立大学等経営強化集中支援事業
平成30年度の変更点等

会場での資料配付は行いません。参加者は、事前に電子窓口にて資料を出力し、ご持参ください。資料の掲載は、5月下旬を予定しています。なお、説明会の詳細は電子窓口でご案内いたしますので、ご確認ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

TEL 03(32330)73000-73002・73313

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

助成業務

説明会開催日程

札幌会場

北海学園大学
(札幌市豊平区)

基礎編 6月20日(水)
実践編 6月21日(木)

福岡会場

福岡工業大学
(福岡市東区)

基礎編 6月27日(水)
実践編 6月28日(木)

金沢会場

金沢工業大学
(石川県野々市市)

基礎編 7月5日(木)
実践編 7月6日(金)

仙台会場

東北福祉大学
(仙台市青葉区)

基礎編 6月12日(火)
実践編 6月13日(水)

京都会場

京都産業大学
【むすびわざ館】
(京都市下京区)

基礎編 6月19日(火)
実践編 6月20日(水)
実践編 6月21日(木)

名古屋会場

中京大学
(名古屋市昭和区)

基礎編 6月13日(水)
実践編 6月14日(木)

東京会場

文京学院大学
(東京都文京区)

基礎編 6月4日(月)
実践編 6月5日(火)
基礎編 6月6日(水)
実践編 6月7日(木)
実践編 6月8日(金)

私学事業団融資のご案内

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して、融資を行っています。長期（償還期間最大20年）、固定金利（完済まで契約時の金利で固定）、元金均等返済（元金の減少が早く元利均等返済よりも総返済額が少なく）が特長です。原資は国の財政融資資金、私学共済の年金積立金などです。融資の対象となる事業、融資金利等は本誌20頁下段の一覧表をご覧ください。

ここでは、融資事務の流れと融資審査の視点についてご案内します。

I 融資事務の流れ（本誌5頁参照）

融資のご相談からご契約、資金の振り込みまでは、次のような流れになります。

新規融資のご案内とご相談

本年は、2～3月にかけて、30年度の本事業団資金の借り入れ希望について照会しました。資金の借り入れを希望する旨回答をいただいた法人には、事業の概要、資金計画などを記入していただく「融資相談シート」を送付しています。その後、6月上旬頃から「融資相談会」を実施します。5月中旬頃に相談会のご案内を送付する予定です。

この相談会は個別相談の形式により、「融資相談シート」の記載内容について確認し、併せて本事業団から融資の要件などをご説明します。事業内容、資金計画などが融資要件にかなう場合は、借り入れに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。

ご相談は随時承っています

事業内容や資金計画、返済計画などについて、随時ご相談に応じています。新たな借入希望がございましたら、下記の問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

融資申込書類のご提出

融資の申し込みが済みましたら、本事業団所定の「資金借入申込書」に、資金計画（資金繰り表）、返済計画、担保物件、連帯保証人などに関する書類を添付して、本事業団に提出してください。ただし、東京都以外の道府県の中高等教育学校・高等学校・義務教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校などの事業については、道府県の主管課への提出となります。

事業内容を確認するために必要な書類（工事請負契約書、土地売買契約書

など）は、同時又は整次次第、本事業団へ直接提出していただきます。

融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理したのち、各法人の資金を必要とする時期に応じて融資審査を行い融資決定となります。融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会する場合があります。

契約と資金の受け取り

融資が決定したのちに、「貸付金決定通知書」を交付します。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、各法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしていただきます。資金の受け取りは、この登記手続きが完了した後となります。

II 融資審査の視点

融資審査の視点は次のとおりです。四つの視点の内容については融資相談時にもおたずねします。

事業の適切性

- 事業の目的・内容が適正であること
- 運転資金、市中金融機関又は本事業団からの借入金金の借り換えでないこと

資金計画の妥当性

- 借入金金の償還に支障がない資金繰り

であること

償還の確実性

- 償還開始以降、毎年度の経常収支差額が確実に見込まれること

担保物件・連帯保証人の妥当性

- 原則として土地・建物であること
- 原則として法人の理事長は連帯保証人であること

III 30年度の変更点など

30年度は、今まで必要としていた対象事業費の20%以上の自己資金（負債を伴わないもの）を不要としたことや、査定で使用する単価を引き上げたことなど、さらに利便性を向上しました。また、昨年度と同様に、危険施設の耐震改修工事、防災関連の補助金対象となった耐震改修工事及び大学病院の建替事業にかかる国の利子助成制度が継続しており、これにより、実質的な金利のご負担が軽減されます。

この他、融資事業の詳細については、融資の担当窓口までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎03(3)2330(7)862～7867

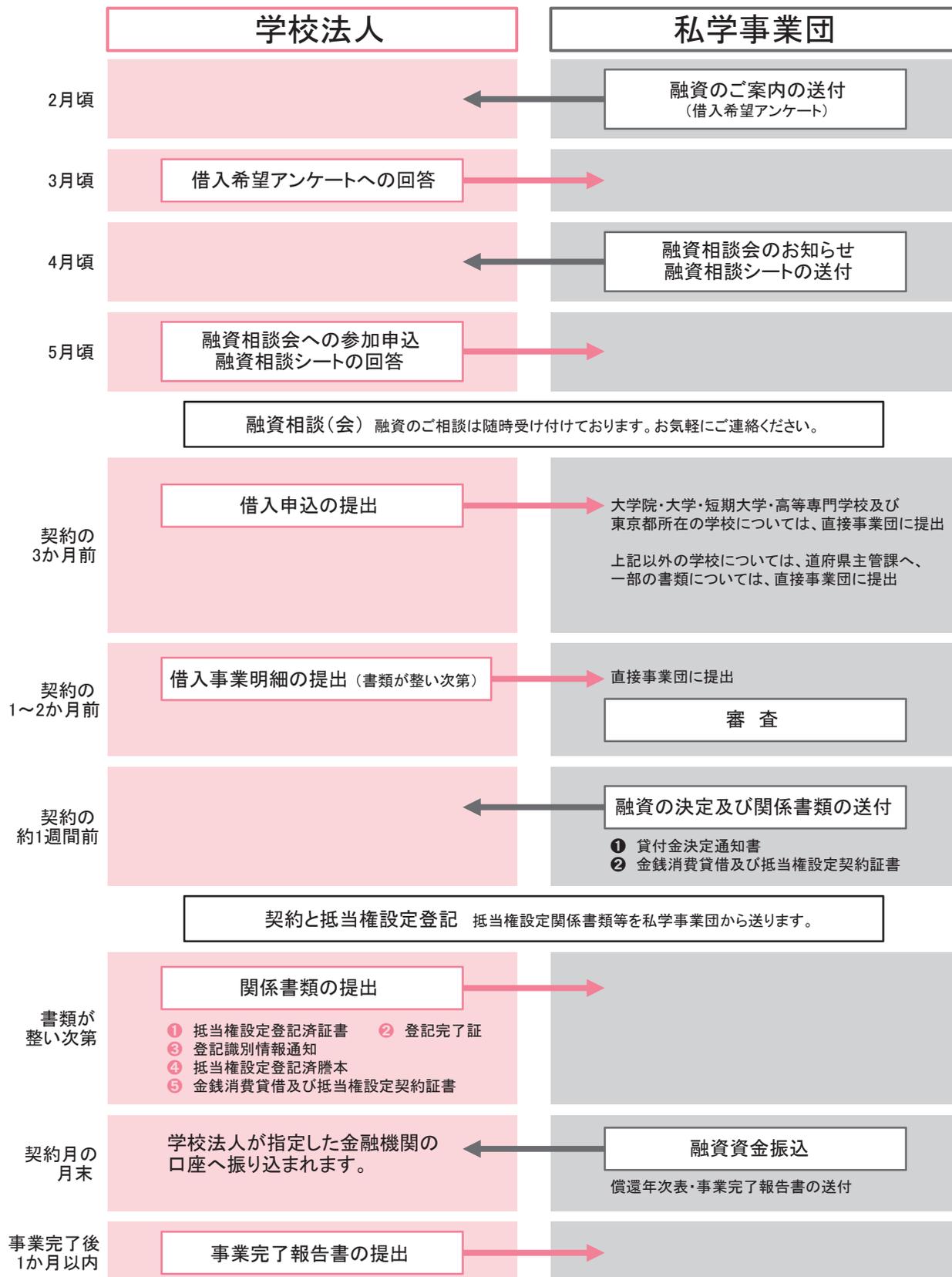
Eメール yushi@shigaku.go.jp

融資事務の流れ

詳しくは、こちらをご参照ください。(http://www.shigaku.go.jp/files/s_yushi_guide_30_03.pdf)

お借入れの申込みからご契約までの事務の流れ

助成業務



■ 私学事業団融資のポイント

融資のご利用に当たっては、注意していただきたい事項がありますので、下記のとおりご案内します。

融資のチェックポイント	
<input type="checkbox"/> 融資額の算定	以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。 ①事業査定額…実施事業の規模から算出（事業費の80%以内） ②資産査定額…法人の純資産から算出（前年度決算書を用います） （総資産－総負債）×30% ③担保査定額…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額×担保率（80%以内）
<input type="checkbox"/> 金利・ご返済	契約時の固定金利です。元金均等返済です。 返済時期は【元金：年1回（据置期間後） 利息：年2回の後払い】です。
<input type="checkbox"/> 担保物件	物上担保（土地・建物） ①評価するのは、土地のみとします。 ②評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ③抵当権の順位は、事業団を第1順位とすることが条件となります。 ④事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。 ⑤担保提供された建物の火災保険に質権を設定していただく場合があります。
<input type="checkbox"/> 連帯保証人	原則として1名以上が必要です（原則として学校法人等の理事長又は設置者は、連帯保証人となっていただきます）。
<input type="checkbox"/> 契約・資金交付時期	契約と資金交付は同月に行います。資金交付希望月の翌月までの事業費の支払状況に応じて交付します（申込書をご提出いただいてから審査等の期間として、通常2～3か月を要します）。
<input type="checkbox"/> 理事会にお諮りいただく内容	以下について、事業団融資申込の前に理事会にて承認が必要です。 ①借入れについて ②担保物件について ③連帯保証人について
<input type="checkbox"/> 主な申込必要書類	①申込書（含償還計画） ②提供担保物件一覧 ③学校要覧 ④H29年度決算書・H30年度予算書 ⑤建築確認済証（写） ⑥図面（平面図等） ⑦公図 ⑧登記簿謄本 ⑨契約書（写） ⑩連帯保証人明細書 ※その他事業に応じて必要書類が異なります。

助成業務

■ 融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資課）

借り入れから返済まで、法人所在地域ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

担当窓口	
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都	融資第一係 ☎03(3230) 7862・7863・7873
神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府	融資第二係 ☎03(3230) 7864・7865・7874
兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	融資第三係 ☎03(3230) 7866・7867・7879
FAX 03(3230) 8570（融資課共通） E-mail yushi@shigaku.go.jp（融資課共通）	

平成30年度 学校法人等基礎調査のご案内

「私学事業団ホームページ」の調査票等をご活用ください

「学校法人等基礎調査」は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者を対象とする、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県の協力を得て実施しています。

この調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。本年度も引き続きご協力をお願いいたします。

集計結果は『今日の私学財政（※）』として刊行し、学校法人等にご活用いただいています。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象ではありません。

※『今日の私学財政』には、今回の調査では対象とならない大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人が設置する幼稚園、認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）、専修学校、各種学校の集計データも掲載されています。

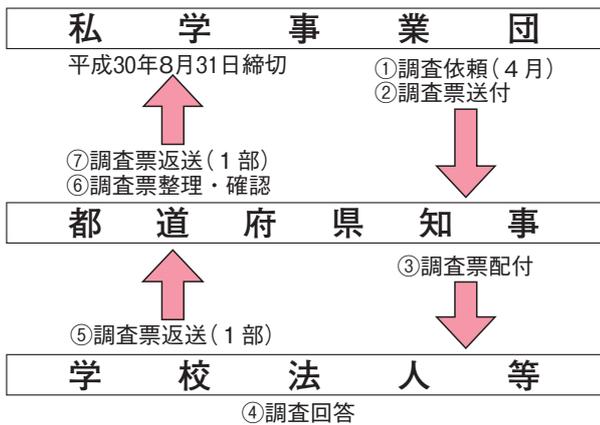
助成業務

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。

なお、この調査内容は、前述の目的以外には使用しません。

調査票の配付・提出の手順



調査票のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の調査票、記入例及び説明書は、本事業団のホームページからダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出の流れ

- ① 日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス (<http://www.shigaku.go.jp/>)
- ② 「助成業務のご案内」をクリック
- ③ 「経営支援・情報提供」をクリック
- ④ 「平成30年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- ⑤ 文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- ⑥ データの入力、印刷
- ⑦ 各都道府県に1部提出 (都道府県の定めた期限までに提出をお願いします)

調査票は、本事業団ホームページよりダウンロードした調査票にパソコンで入力、もしくは都道府県から送付された調査票に記入し、ご提出ください。なお、必ず今年度の調査票をご利用いただき、同説明書の「提出前の最終確認」に従って内容を確認してください。いずれの場合も、都道府県へ1部ご提出ください。

大学法人・小学校法人の皆様へ

基礎調査票e-マネージャ・「私学情報提供システム」等の利用時間のお知らせ

学校法人ポータルサイトにおいて、学校法人の皆様にご利用いただいている基礎調査票e-マネージャ、私学情報提供システム、電子窓口等については、原則終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等で休止する場合は、別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせいたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(32330)7840～7843
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

私学事業団では、私立学校の寄付金募集の取り組みを支援するため、本事業団ホームページを活用して、私立学校の寄付金募集に関する情報を集約して広く社会に公表する「私立学校寄付金ポータルサイト」(http://kifu-portal.shigaku.go.jp)を開設しています。

私立学校が取り組む、多様で特色ある教育・研究は、我が国の発展に不可欠であり、その重要性はますます増えています。

しかし、私立学校を取り巻く環境は、大変厳しさを増しており、私立学校の

教育・研究を一層発展させていくためには、財源の多様化を図り経営基盤の安定に努めることが不可欠です。

寄付金の獲得は、財源の多様化を図るうえで大変有効であり、私立学校にとって寄付金の獲得は大変重要な課題となっています。

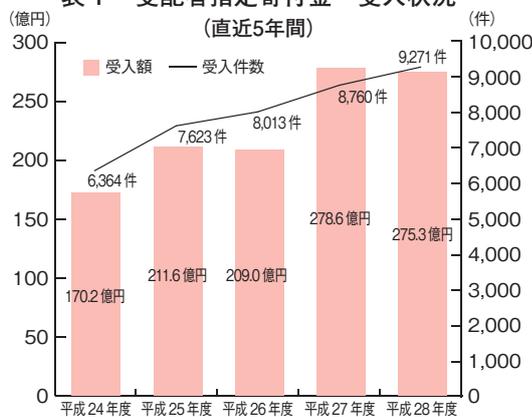
本事業団では、大学・短期大学法人を対象として平成28年11月に「学校法人の寄付募集に関するアンケート」(以下「アンケート」といいます)を実施しました。

アンケートの結果では、大学法人の71%(短期大学法人の52%)が「恒常



「私立学校寄付金ポータルサイト」トップページ

表1 受配者指定寄付金 受入状況 (直近5年間)



しかし、寄付金募集に関する情報の公表状況を確認するため、本事業団において、各私立大学・短期大学のホームページを閲覧し、寄付金募集に関する情報の公表状況を確認したところ、

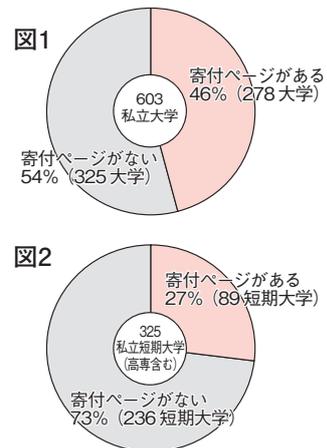
的に寄付募集に取り組んでいる」と回答し、周年記念事業など時限的な寄付募集に取り組んでいると回答した10%(短期大学法人で14%)と合わせて大学法人の81%(短期大学法人の62%)が寄付金募集に取り組んでいることが分かりました。

また、本事業団の受配者指定寄付金の受入額や受入件数も毎年増加しており(表1)、制度を利用する学校法人の数も毎年増加し続けている等、近年寄付金募集の取り組みが活性化していることが確認できます。

「私立学校寄付金ポータルサイト」は、私立学校が取り組む寄付金募集に関する情報を1か所に集約して公表するインターネットサイトであり、私立学校の寄付金募集に関する情報と併せて、特色ある取り組みやさまざまな教育や研究に関する情報等を自由に掲載することが可能です。各私立学校において寄付募集に関するホームページを作成することが困難な場合であっても、容易に広く社会に向けて情報を公表することが可能となります。

さらに、各私立学校のホームページ等にリンクすることも可能となっています。

寄付金募集活動においては、各学校が取り組む特色ある教育・研究活動やその他の学校の活動に関する情報を広く公表し、寄付金がこうした取り組みに役立つものであることを明らかにすることにより、広く社会一般からの応援者を増やしていく活動が不可欠です。



寄付募集のページを確認できたのは、私立大学の46%、私立短期大学の27%に留まることが分かりました(図1・2)。

ますので、私立学校が自ら公表する詳細な情報公表につなげることも可能としています。

また、私立学校に対する寄付税制についても本事業団が解説していますので、税控除制度の概要等について、寄付者に伝える場としても活用することができます。

一般的に私立学校に寄付をする場合、寄付先の私立学校を決定してから当該学校のホームページ等を活用して、寄付募集に関する情報を確認しうえで、寄付をすることになります。社会貢献や教育・研究に対する貢献意識から寄付しようとするような、特に寄付先の私立学校を決めていない寄付者にとっては、各私立学校の取り組みや寄付金募集に関する内容や手続き等を確認し、寄付者自らの意思で寄付先を決めるといことが大変困難であり、結果として寄付の機会を喪失することにもなりかねません。

本サイトは、私立学校の寄付金の使道(表2)や所在地から検索できる機能を設けているほか、フリーワードによる検索機能も設けていますので、寄付をしようとする者の興味や関心等にに応じて自由に寄付先となる私立学校が検索できることから、比較的簡単に寄付先となる私立学校を探し出すことが可能となっており、私立学校にとっても寄付機会が増加する可能性があります。

助成業務

表2 寄付金の使道について

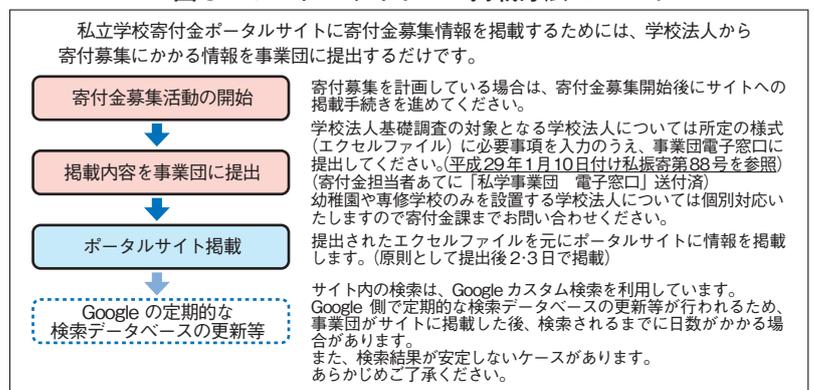
特色ある教育を支援	私立学校が取り組む、建学の精神に基づいた特色ある多様な教育を応援したい
特色ある研究を支援	私立の大学や短期大学、高等専門学校が独自に取り組む独創的で発展的な特色ある研究を応援したい
奨学金による学生・生徒支援	私立学校に在籍する経済的に困窮する学生や生徒に対する奨学金など、私立学校が独自に取り組む学生生徒支援のための奨学金等の充実を応援したい
国際交流の取り組みを支援	教育や研究上の国際交流の取り組みや学生・生徒等の留学支援、留学生に対する支援などを応援したい
校舎や園舎など施設整備の支援	教育研究の充実のために必要な施設の設備や学生・生徒等の安全確保のために行う校舎等の耐震工事を応援したい
教育や研究のための設備購入支援	私立学校の特色ある教育や研究の実施に必要な設備装置や図書などの購入を応援したい
災害復旧支援	自然災害等により被災した私立学校に対して災害復旧、災害復興を応援したい

本サイトに寄付募集情報を掲載するためには、インターネットに関する技術や知識は不要であり、また、掲載にかかる費用等につきましても一切必要ありません。掲載の際に大切なことは、さまざまな寄付者に対し、各私立学校の取り組み等が検索結果に反映されることであり、閲覧者にそうした内容を分かり易く伝えることです。

なお、掲載の手順の詳細につきましては、図3をご参照くださいようお願いいたします。

本事業団では、「寄付金ポータルサイト」を通じて、私立学校に対する社

図3 ポータルサイトへの掲載方法について



会一般からの寄付による支援の輪を拡大することにより、私立学校に対する寄付文化の醸成に努めてまいりたいと考えています。

そのためには、さまざまな私立学校が多様で特色ある教育や研究に取り組み、こうした取り組みを通じて社会に貢献している事実について周知を図ると同時に、こうした取り組みを実施するに当たり、幅広く社会一般からの寄付による応援を必要としている事実を伝え、「私立学校が取り組む教育や研究に寄付をする」ということをこれま

で以上に一般的なものとしていかなければなりません。

また、より多くの私立学校の情報が本サイトに掲載され、たくさん私立学校の中から寄付先を選択できるような環境を整えることで、本サイトの利用者の増加を図ることも重要です。

ぜひ寄付金募集ツールの一つとして、また寄付文化醸成のため本サイトをご活用くださいますようお願い申し上げます。

本サイトについて、ご不明な点等がありましたら遠慮なく助成部寄付金課までお問い合わせください。

また、本サイトでは、学校全体で取り組み、学校の特色ある教育研究の取り組みと寄付募集がマッチングしているなど、特に特長的で他の私立学校の参考となるような寄付金募集の取り組みを紹介する「寄付募集の取り組みピックアップ」を掲載しています。私立学校ならではの取り組みを中心に年間5件程度を紹介する計画としていますので、ぜひご参照くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 助成部 寄付金課

☎ 03(6230)7316~7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

若手・女性研究者奨励金

寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください

私学事業団では、その1本が未来をつくることを合い言葉にした、「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置について、学校法人の皆様のご理解とご協力をお願いしています。

若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機の概要について

若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機（以下「寄付自販機」といいます）は、売上金の一部が若手・女性研究者奨励金への寄付金に充てられる自動販売機です。

本事業団が、寄付自販機の設置をお願いする主な目的は次のとおりです。

- ①若手・女性研究者奨励金の安定的な財源を確保する。
- ②制度周知と併せて、本奨励金対象者に対し、研究意欲向上と応募意欲の向上を促進する。
- ③学生や教職員の方々に対して、教育・研究の振興や人材育成に対する貢献意識や参加意欲の向上を図ることで寄付文化の醸成に資する。
- ④社会全体で私学振興に取り組み意識の向上を図る。

本事業団では、自動販売機業者と寄付自販機設置にかかる協力協定を締結し、協力事業者として認定しており、設

置にかかる諸条件の協議等については協力事業者が担当します。本事業団の寄付自販機では、1本当たりの販売価格や寄付金額及び手数料等について、あらかじめ設定することはしておりませんので、学校法人等（自動販売機設置者）のご事情に合わせて協力事業者とご協議いただくこととなります。

また、寄付自販機の設置にかかる費用やデザイン施工（寄付自販機には統一デザインを施します）に要する費用等も協力事業者が負担いたしますので、寄付自販機設置にかかる費用も原則としてご負担いただくことはありません。

さらに、寄付金の本事業団への払い込みも協力事業者が行います。なお、寄付自販機の設置にご協力いただいた場合、本事業団では寄付者特典を設けています（平成30年度若手・女性研究者奨励金では若手・女性研究者奨励金の応募枠を追加しました）。

「若手・女性研究者奨励金」とは

本事業団が新たに創設した「若手・女性研究者奨励金」とは、私立大学等が取り組む、多様で特色ある教育や研究の次世代の担い手となる人材の育成を図ることを目的とした研究奨励金です。

私立大学等は多様な人材の育成を図ることにより、我が国の発展に大いに貢献してきましたが、今後もさらなる発展を遂げていくためには、多様な人材の育成が不可欠であり、私立大学等が果たすべき役割はますます重要なものとなってきます。

本奨励金は、若手研究者や女性研究者が自ら発案し、一人で取り組むユニークな研究に対して研究機会を提供することにより、新たな研究に取り組む意欲の向上を図り、多様な人材の育成に資するとともに、私学振興の一助に資するものであり、若手研究者奨励金と女性研究者奨励金の二つで構成されています。

いずれの奨励金も私立大学等に在籍する助教やポスト・ドクターの職にある方を対象者としており、そのうち、若手研究者奨励金は、若手に研究機会を提供するという観点から39歳以下に限定していますが、女性研究者奨励金については、これからの多様性確保には女性の活躍が不可欠であるという観点から、出産・育児等さまざまな事情により、これまでに能力を発揮することができなかった状況が実在している事情を勘案し、年齢制限は設けず、あらゆる世代からの応募を可能としています。

また、本奨励金は、基礎研究・応用研究を問わず、特定の分野に限らない幅広い研究を対象に、既成の概念等にとらわれない、よりユニークでチャレ

ンジングな研究を支援するということを特色としており、公募に当たりましても応募者本人のこれまでの研究業績を問うことなく、所属長等の推薦等も一切必要としていません。

さらに、研究成果を求めることを重視した奨励金ではなく、成否に関わらず、得られた結果を応募者本人の次の挑戦につなげていただくことを期待したのもとなつていきますので、「自らが取り組んでみたい」という研究テーマで応募をいただくことを可能としています。

本事業団では、こうした本奨励金の特色を活かすためには、財源を社会からの直接の支援によるしくみとするのが望ましいという考えに立ち、寄付金の獲得に努めることとしており、寄付金募集の一環として、寄付自販機による募金活動に取り組んでいます。

「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置につきまして、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、寄付自販機の設置につきまして、協力事業者の自由な営業活動は認めていません。設置をご検討いただけます際には、寄付金課までご連絡くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 03(32330)7316～73318

Eメール kikukin@shigaku.go.jp

平成30年度の年金額 4月分（6月定期支給）からの年金額

年金部 年金第一課

年金額は基本的に据え置き

平成30年4月1日から、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第115号）」¹、その他関係政令が施行されました。

これに伴い、30年度の年金額等は次のようになります。

30年度の年金額

30年度の年金額は、29年度から基本的に据え置きとなり、物価・賃金による改定はありません。

ただし、実際の年金額の計算は、個人ごとの加入者記録や生年月日等に基づいて行うため、個人によって算出結果が異なります（※1）。30年度の年金額が、29年度の年金額と比べて必ず同額になる訳ではありません。

年金額改定の考え方

年金額は、毎年度、物価変動率（総務省が発表する年平均の全国消費者物

価指数に基づきます）や名目手取り賃金変動率に応じて改定することとなっています。

また、少子高齢化の進行に伴い、公的年金被保険者数の減少率と平均余命の伸び率を勘案して年金額を自動調整するしくみ（「マクロ経済スライド」といいます）²が、併せて導入されています。

原則は前述のとおり、物価水準と賃金水準の変動率を指標として改定されますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、物価の変動率がプラスで賃金の変動率がマイナスの場合、物価の変動率にかかわらず、年金額は改定しないこととなっています。

30年度は、物価変動率がプラス0.5%で、名目手取り賃金変動率がマイナス0.4%となったため、物価や賃金の変動率による年金額の改定は、基本的に行わないこととなりました（※1）。

※1 私学共済制度の加入者期間によって年金額改定の指標が異なるため、年金額が増減することがあります。

また、マクロ経済スライドによる調整は、物価や賃金の変動率がプラスであるときに、上昇する改定率を抑止するものですので、30年度については行われません（※2）。

※2 マクロ経済スライドによる調整が不十分となると、給付と負担のバランスを図るための調整期間が長期化し、将来世代の年金額の水準がさらに低下する可能性があります。28年に成立した年金改革法（平成28年法律第114号）により、マクロ経済スライドが行われなかった未調整分（30年度分はマイナス0.3%）は、翌年度以降に繰り越すこととなりました。

在職中の年金支給停止の基準額

老齢厚生年金・退職共済年金の受給権者厚生年金保険の被保険者等である間の年金の支給停止について、停止額を計算する際の基準となる額は、30年度は変わりません（下表参照）。

表 停止額を計算する際の基準となる額

65歳までの支給停止調整開始額	28万円
65歳までの支給停止調整変更額	46万円
65歳からの支給停止調整額	46万円

改定後の年金額の改定通知書等の送付

改定後の年金額は、「改定通知書」でお知らせしています。改定後の年金額の支給は、6月定期支給（4・5月分）からです。

なお、「改定通知書」が送付されない人には、後日改めて「決定・改定・支給年金額変更通知書」により改定後の年金額等をお知らせします。

ただし、老齢（退職）給付の支給繰下げを希望している人については、支給開始の申し出をするまで「改定通知書」「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金額の通知は送付されません。

（注）退職等年金給付における退職年金（年金証書記号番号の末尾が『E』又は『F』の年金）は改定の時期が公的年金とは異なるため、今回は通知の対象ではありません。

退職等年金給付掛金の払込実績にかか る情報通知を送付します

広報相談センター 相談班

平成30年度より退職等年金給付掛金の払い込み実績にかかる付与額と利息の合計額及び明細等について、「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」(以下「情報通知」といいます)を送付します。

【イメージ】

退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知 (付与額及び利息等の状況)

氏名	シ 私 ガク タ ロウ 学 太 郎		
退職等年金給付加入期間	19月		
付与率	平成27年10月	～	: 1.50%
基準利率	平成28年10月	～	平成29年9月 : 0.32%
	平成29年10月	～	: 0.00%
付与額累計額	144,300円		
利息の累計額	135円		
付与額と利息の累計額	144,435円		

(13A0999-12345)

退職等年金給付に係る付与額等の明細

No. 1 / 1

氏名 シ 私 ガク タ ロウ 学 太 郎

単位：円

	年 月	標準報酬月額	標準賞与額	付与額	利 息	付与額と利息の合計額	加入者番号	備考
1	平成28年10月	380,000		5,700	0	5,700	13A0999-12345	
2	平成28年11月	380,000		5,700	2	11,402		
3	平成28年12月	380,000	800,000	17,700	3	29,105		
4	平成29年1月	380,000		5,700	8	34,813		
5	平成29年2月	380,000		5,700	9	40,522		
6	平成29年3月	380,000		5,700	11	46,233		
7	平成29年4月	380,000		5,700	12	51,945		
8	平成29年5月	380,000		5,700	14	57,659		
9	平成29年6月	380,000		5,700	15	63,374		
10	平成29年7月	380,000	800,000	17,700	17	81,091		

◆対象者

27年10月以降(27年10月1日に引き続く期間を含みます)の加入者期間を1年以上有する35歳・45歳及び59歳(以下「節目年齢」といいます)の年齢到達月を迎える人

ただし、節目年齢到達月の4か月前の加入記録を基に、加入者期間が1年以上となる人を送付対象としています。また、30年6月から送付を開始します。

すので、4月・5月に節目年齢を迎える人には、6月に送付します。

◆通知内容

- ・退職等年金給付加入期間(月数)
- ・付与額と利息の累計額
- ・加入期間各月の明細(標準報酬月額・標準賞与額・付与額・利息・付与額と利息の合計額など)

◆送付方法

- ・在職者は、「ねんきん定期便」に同封し、学校法人等宛てに送付します。
- ・退職者(元加入者)は、自宅宛てに送付します。

◆注意事項等

- ・節目年齢以外の人で「情報通知」を希望する場合(以下「任意請求」といいます)は、所定の請求書で申し出ることができます。

「情報通知」は、年金を算定する基礎となる付与額と利息をお知らせするものであり、将来の退職年金等の額をお知らせするものではありません。

【事例1】

平成29年10月に初めて私学共済に加入し、30年9月に59歳になる加入者の場合、加入記録を抽出する節目年齢到達月の4か月前となる5月時点では、加入者期間が1年未満のため、「情報通知」は送付されません。加入者期間が1年以上となる30年10月以降に任意請求ができます。

【事例2】

昭和34年6月1日生まれの加入者の場合、平成30年5月31日が59歳到達日となり、「ねんきん定期便」を5月に送付しますが、「情報通知」は送付開始月である6月に送付します。

マイナンバー制度における情報連携開始が延期となりました
(年金等給付事業)

企画室

マイナンバー制度における年金等給付事業の情報連携は、平成30年3月から順次実施する予定となりましたが、日本年金機構及び各共済制度に対処すべき課題が判明したことにより、情報連携開始が延期となりました。現段階では開始時期が未定のため、決まり次第、改めてお知らせします。

人間ドック利用費用の補助

福祉部 保健課

自己負担により人間ドックを利用した場合、対象者に年度内1回の補助金を支給します。

●対象者

人間ドック受診日において、**満35歳以上**の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者並びに75歳以上で引き続き勤務している教職員（被扶養者を除きます）。

●補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた**基準検査項目表**の検査をすべて実施した人間ドックが対象となります。**検査項目が不足していると補助の対象になりませんので、利用の際には、検査項目漏れのないようあらかじめ健診施設に確認してください。また、任意追加検査については同時に受診した場合のみ、補助対象となる検査もあります。**基準検査・任意追加検査項目について「私学共済ブック2018〔保健・宿泊編〕」16頁を参照してください。

なお、学校内の健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

人間ドック契約健診施設（「私学共済ブック2018〔保健・宿泊編〕」18～35頁参照）以外でも基準検査項目を満たす人間ドックであれば、補助の対象となります。

●補助金

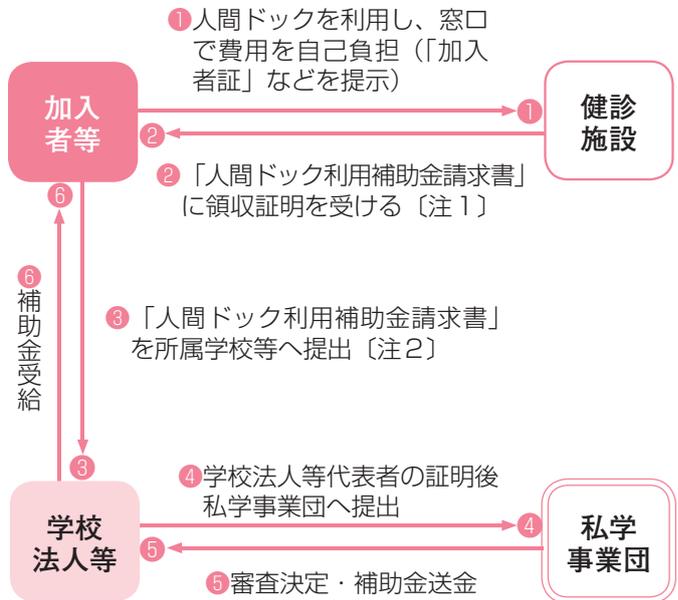
消費税を除く**利用料金の50%相当額**を補助金として支給します。ただし、**補助限度額は25,000円**となります。

今後予定されている改定

平成31年度を初年度として、現行の毎年度補助から、2年に1度の隔年度補助に改正されます。

31年度以降の利用補助に対し、利用補助した翌年度が対象外となります（例：31年度に補助を受けた場合、32年度は補助の対象外）。

●請求方法



〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書（原本）を添付してください。

〔注2〕 任意継続加入者は、直接本事業団へ提出してください。補助金は任意継続申出時の登録口座に原則1か月半から2か月で送金します。

人間ドックの検査結果を特定健康診査の実施に代える場合は、人間ドック利用補助金を請求する際に、「特定健康診査受診結果票」、「標準的な質問票(22項目)」を併せて提出してください。

上記請求書等は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」にかかるマイナンバーの記入漏れにご注意ください

業務部 資格課

私学事業団では、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）における「個人番号利用事務実施者」として、マイナンバーの収録を行っています。
「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」にはマイナンバー記入欄を設けてありますので、正確に記入してください。

「資格取得報告書」提出時には、加入者となる人からマイナンバーの提供を受け、学校法人等が本人確認（マイナンバーの確認と身元（実在）の確認）をしてください。
「被扶養者認定申請書」提出時には、被扶養者の認定を受けようとする人の本人確認は加入者自身が行ってください。

詳細は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕▼資格・掛金関係▼加入者資格（取得・喪失）に関する手続き▼「資格取得報告書」又は「被扶養者認定申請書」の提出上の注意に記載している「マイナンバー記入に関する留意事項（PDF形式）」を確認してください。

なお、本事業団ではマイナンバー確認は行いませんので、マイナンバーの確認書類は添付しないでください。

**「ジェネリック医薬品
差額通知」の効果(報告)**
業務部 短期給付課

私学事業団では、ジェネリック(後発)医薬品の使用・促進を図るため、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えることによって薬代の削減効果が高くなる人を対象に「ジェネリック医薬品差額通知」(以下「差額通知」といいます)を毎年12月に送付しています。「差額通知」送付対象者のジェネリック医薬品への切り替え状況や、切り替えた場合の医療費の削減効果などについては、毎月のレセプトデータを分析し検証を行っています。

平成28年12月に実施した「差額通知」の効果は、下表のとおりです(詳細は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください)。

なお、通知対象者のうち3分の2以上の人がジェネリック医薬品に変更していただきました。地域的な傾向としては大都市である東京、神奈川県、大阪の加入者等の変更率が低い一方、九州各県の加入者等の変更率が高い結果となっています。

今後、国の定めた目標である「平成32年9月までに80%」の使用率を達成するため、引き続きご協力をお願いします。

平成28年度の差額通知による29年10月診療分までのジェネリック医薬品への変更率

①都道府県別

都道府県名	変更率	都道府県名	変更率	都道府県名	変更率	都道府県名	変更率
北海道	70.9%	東京都	63.1%	滋賀県	65.7%	香川県	68.7%
青森県	65.1%	神奈川県	63.8%	京都府	64.8%	愛媛県	72.5%
岩手県	67.1%	新潟県	68.2%	大阪府	64.4%	高知県	62.4%
宮城県	70.2%	富山県	72.4%	兵庫県	65.2%	福岡県	69.3%
秋田県	77.0%	石川県	66.3%	奈良県	63.4%	佐賀県	75.3%
山形県	74.8%	福井県	73.5%	和歌山県	67.6%	長崎県	73.8%
福島県	70.2%	山梨県	63.8%	鳥取県	67.0%	熊本県	78.4%
茨城県	69.1%	長野県	67.1%	島根県	72.4%	大分県	74.9%
栃木県	67.7%	岐阜県	67.5%	岡山県	66.6%	宮崎県	77.1%
群馬県	72.5%	静岡県	69.8%	広島県	69.8%	鹿児島県	80.5%
埼玉県	67.8%	愛知県	69.8%	山口県	74.7%	沖縄県	75.3%
千葉県	67.0%	三重県	70.7%	徳島県	70.9%	平均	66.7%

②年代別

年代	変更率
0~9歳	71.9%
10代	62.8%
20代	67.5%
30代	66.4%
40代	65.5%
50代	65.8%
60代	66.6%
70~74歳	64.1%
平均	66.7%

平成30年度
生涯生活設計
セミナーの開催
福祉部 保健課

私学事業団では、加入者の退職後のセカンドライフを、豊かで実りあるものにするための一助となるよう「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。昨年度同様、教職員生涯福祉財団との共催により講義と実習を併用して行います。

申し込み方法等は次のとおりです。多数の方の参加をお待ちしています。

開催日・会場・募集人数

開催日・会場	募集人数
7月23日(月) 東京ガーデンパレス	各50名
7月24日(火) 東京ガーデンパレス	
7月25日(水) 東京ガーデンパレス	
7月31日(火) 京都ガーデンパレス	
8月9日(木) 名古屋ガーデンパレス	

対象者

加入者とその配偶者

参加費

一人 2000円

*テキスト代・昼食代等を含みます。

時間

午前9時30分~午後5時

宿泊の手配・費用

各自で手配してください。費用は自己負担です。

申し込み方法

①参加者氏名(年齢) ②加入者記号番号 ③参加者の郵便番号・住所 ④自宅の電話番号 ⑤所属学校名 ⑥学校の電話番号・内線番号 ⑦希望日(第2希望まで)を明記のうえ、封書又はハガキでお申し込みください。

また、私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」から申し込むこともできます。

申し込み・問い合わせ先

〒160-0004
東京都新宿区四谷3丁目12番地
フロンティア四谷 6階

一般財団法人 教職員生涯福祉財団
事業部「セミナー担当」
☎03(5368)1882

申込締め切り日

6月8日(金) 必着

*申込者数が募集人数を超えた場合は、抽選となります。結果は締め切り日から7日以内に学校法人等宛てに連絡します。

*都合によりキャンセルする場合は、早めに文書で連絡してください。

主催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉財団

平成30年度 第1回 私学共済事務担当者連絡会

6月5日(火)～6月28日(木)

広報相談センター相談班

私学共済事務担当者連絡会は、各学校法人等の事務担当者に最新の情報をお知らせすることを目的としていますので、ぜひ出席してください。また、日頃の業務に関する質問等にもお答えします。

●開催日及び会場等

4月分掛金等納付通知書(5月中旬送付)に同封する「開催案内」又は私学共済ホームページ「事務担当者用ページ▼お知らせ」をご覧ください。

●開催時間

午後1時30分～4時

(注) 東京会場及び名古屋会場は、午前9時30分～12時の開催となりますので注意してください。

●開催内容

- 1 平成30年度の事業計画の概要
- 2 マイナンバー制度における情報連携の試行運用の開始(短期給付事業)
- 3 平成30年度の年金額
- 4 第二期データヘルス計画
- 5 各業務からのお知らせ

- (1) 都道府県補助金
- (2) 資格関係

加入者及び被扶養配偶者の基礎年

金番号とマイナンバーの報告等

(3) 短期給付関係

器具にかかる療養費等請求の添付書類の変更等

(4) 保健関係

ヘルスケアポイントの導入等

(5) 広報関係

広報誌の表紙の募集等

●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについています)を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえ出席してください。

●その他

事前に申し込む必要はありません。

当日会場に直接お越しください。

共済業務

平成30年度 第1回 私学共済事務担当者研修会

7月10日(火)～8月2日(木)

広報相談センター相談班

私学共済事務担当者研修会は、事務担当者に私学共済制度の業務内容をご理解いただくことを目的としています。全国のガーデンパレスで31回(資格・短期)コース16回、「年金」コース15回)開催しますので、ぜひ出席してください。

●開催日及び会場等

4月分掛金等納付通知書(5月中旬送付)に同封する「開催案内(参加申込書付)」又は私学共済ホームページ「事務担当者用ページ▼お知らせ」をご覧ください。

●参加対象者

学校法人等の共済事務担当者

●研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金関係について、テキスト及び「事務の手引」を基に講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

●参加費

1 コースにつき1000円

●研修時間

午前9時30分～午後4時30分

●申込み方法等

1 研修コース

「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれについて、各学校2名まで申し込み可能です。ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込むことはできません。

2 申込期限

開催案内の「平成30年度第1回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、5月31日(木)【必着】までに、共済事業本部へ郵送でお申し込みください。

3 参加通知

参加の可否は、6月中旬に学校法人等宛てにお知らせします。
・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
・応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます。

・応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

共済定期保険・積立共済年金 平成30年度前期募集 (平成30年10月1日加入)

募集期間 6月1日(金)～6月29日(金) 私学事業団必着

福祉部 保健課

共済業務

■共済定期保険 (きょうさいていき)

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的な社会保障制度を補完する制度です。

前期募集では「家族年金コース」・「医療保障コース」及び「学校加入コース」の新規加入の申し込みを受け付けます。

「家族年金コース」・「医療保障コース」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金が還付されます。

平成28年度の配当実績は「家族年金コース 45.04%」「医療保障コース 47.29%」でした。

上記に加え、「医療費支援コース」、「3大疾病保障コース」、「長期休業補償コース」の三つのコースがありますが、これらのコースについては、後期募集の受け付けとなります。

※共済定期保険の個人加入コースは、家族年金コースへの加入を条件として、その他のコースも加入することができる制度です。また、家族(配偶者・子ども)が加入できるコースもありますが、加入者本人が同じコースに加入していることが条件となります。

※共済定期保険の募集資料等は、29年8月2日以後に新規・再資格取得し、30年4月20日現在も加入者で、共済定期保険未加入の人を対象に、個別封筒を5月中旬(加入者向広報「共済だよりレター」5月号と同時期)に単独で送付します。個別封筒には、パンフレットのほかに氏名等やおすすめプランを印字した「新規加入申込書」を封入していますので、到着後は該当者にお渡しください。その他の加入者には、共済定期保険関係書類入り封筒(パンフレットや印字のない「新規加入申込書」等)を加入者向広報「共済だよりレター」5月号に同封していますので、希望者に配付してください。

制度内容や申込方法等のお問い合わせは右記の専用フリーダイヤルを利用してください。

■積立共済年金 (つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。

この制度には、税制適格コース(個人年金保険料控除の対象)と自由選択コース(一般生命保険料控除の対象)の二つのコースがあります。コースごとに受給資格や受給方法が異なります。

※「積立共済年金募集パンフレット」、「新規加入申込書」及び「コース加入・口数変更申込書」は、5月中旬発送予定の加入者向広報「共済だよりレター」5月号と一緒に送付します。

<学校加入コース>

学校法人等に所属する加入者が在職中に死亡又は高度障害となった場合に備える保障制度です。

学校法人等が保険料を負担し、加入者の甲慰金・死亡退職金等として保険金が遺族に支払われるもので、学校法人等の福利厚生制度として活用でき、個人加入コースの「家族年金コース」と同一契約で行われるため、保険料等のスケールメリットが得られます。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、保険金を負担した学校法人等に配当金が還付されます。28年度の配当実績は45.04%でした。

1年更新の団体保険であるため、毎年保険を見直しすることができます。

また、勤続年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することもできます。

学校法人等の福利厚生制度としてぜひ活用してください。

共済定期保険専用フリーダイヤル

☎0120 (716) 267

(平日 午前9時～午後5時15分)

■申し込み方法

共済定期保険では「新規加入」の申し込みのみを受け付けます(既加入者の内容変更等は後期申込期間内のみとなります)。

積立共済年金では「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

申し込みに当たっては、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、手続きしてください。【送付先】〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※共済定期保険、積立共済年金の制度を詳しく知りたい場合、学校を訪問して加入者向け又は事務担当者向けに制度の説明を行うことができますので、福祉部保健課貯金係までお問い合わせください。

私学共済ホームページのご案内

私学共済ホームページでは、私学共済制度に関するさまざまな情報を掲載しています。疑問点の解消やお得な情報の入手に、ぜひご利用ください(<http://www.shigakukyosai.jp/>)。

共済業務

きょうさいトピックス
共済事業に関して、特にお伝えすべき事項を掲載しています。

更新情報
ホームページ上の内容を更新した場合にお知らせしています。

ナビゲーション
共済事業を四つに分類し、各事業の内容を項目ごとに説明しています。

英文サイト
私学共済制度の給付内容を基に、「私学共済ブック〔給付編〕」等を英語で説明しています。

福祉事業
「とくとく情報」には専門店やレンタカーの割引、ブロック別契約施設などのお得な情報を掲載しています。

一覧を見る
各ナビゲーションに掲載している内容を見ることができます。

ログインページ
事務担当者と加入者の専用ページです。ユーザー名とパスワードを入力すると閲覧できます。

様式用紙等のダウンロード
手続きの際に使用する各種様式用紙等の一部をダウンロードすることができます。

刊行物
広報誌のバックナンバーを見ることができます。

しがくのとど
私学事業団の直営宿泊施設の情報を掲載しています。ホームページ上から宿泊予約もできます。

- 事務担当者用ページ**
- **事務担当者の基礎知識**
事務担当者に必要な基礎知識を掲載しています。
 - **資格関係**
電子媒体での申請や学校法人等において発行する療養資格証明書について掲載しています。
 - **年金関係**
老齢・退職の年金の請求案内を掲載しています。
 - **福祉事業関係**
特定健康診査・特定保健指導に関する情報や貸付け償還額の試算表を掲載しています。
 - **私学共済制度の刊行物**
事務の手引、事務担当者連絡会・研修会テキストなど、事務担当者向けの刊行物を掲載しています。
 - **私学共済制度の沿革**
昭和29年1月1日私学共済制度発足当時から沿革を掲載しています。



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは**5月25日(金)必着**です。
 貯金関係の書類は下記の送付先となります。誤りのな
 いよう注意してください。

〒101-8709 日本郵便(株)神田郵便局私書籍第103号
 私学事業団 共済事業本部 福祉部保健課貯金係

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧
 表を、5月15日(火)に学校法人等宛てに送付します。

該当する加入者に配付してください。

※対象となる加入者は、4月1日現在加入者期間が通算
 して25年、30年、35年、40年、45年…の節目に当たる
 人です。 【福祉部 保健課】

平成29年度 特定健康診査にかかる 健診結果データの提出期限

平成29年度の健診結果を提出されていない学校法人等
 は、**5月31日(木)必着**で提出をお願いします。

この期限以降に提出された場合は、健診結果を掲載し
 た健康情報冊子「QUPiO」及び「特定保健指導利用券」
 を発送できませんのでご了承ください。

また、平成29年度から全保険者の実施率が厚生労働省よ
 り公表されます。対象者すべての人の結果データの提出を
 お願いします。 【福祉部 保健課】

標準報酬基礎届(定時決定)等の 電子媒体による報告

定時決定の「標準報酬基礎届書」や賞与支給時の「賞
 与等支給報告書」は、電子媒体による報告ができます。

私学共済ホームページ[事務担当者用ページ]で詳細
 を確認のうえ、電子媒体の作成機能やチェック機能をダ
 ウンロードしてください。

- ・電子媒体報告への切り換えに事前申請・承認は不要です。
- ・提出する前に必ずチェック機能でチェックしてください。
- ・提出の際は、所定の送付状と必要事項を記載したラベ
 ルを添付してください。
- ・電子媒体で報告すると、その後は電子媒体届出校とし
 て取り扱いますので「標準報酬基礎届書」などの用紙は
 送付しません。なお、電子媒体での報告を取りやめると
 きは、文書で申し出てください。

(注) フロッピーディスクによる報告は受け付けていま
 せん。CD-R又はUSBメモリでの報告をお願いします。

【業務部 資格課】

子ども・子育て拠出金率が改定されました

平成30年4月分(5月末納期限)から、子ども・子育
 て拠出金率が改定されました。

0.23% → 0.29% (0.06ポイント引き上げ)

【業務部 掛金課】

「私学共済ブック2018〔保健・宿泊編〕」、 「レター」5月号等を発送します

標記の広報刊行物を5月中旬に学校法人等宛てに送付
 します。送付部数は、4月末現在の加入者数です(後期
 高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。

【広報相談センター 広報班】

「私学共済ホームページ」加入者用ページの ログインパスワードを6月から変更します

私学共済ホームページに設置している、加入者用ペ
 ージのログインパスワードを6月1日から変更します。

加入者の皆さんへは、「私学共済ブック2018〔保健・宿
 泊編〕」及び加入者向広報「共済だより レター」5月
 号でお知らせします。 【広報相談センター 広報班】

5 月の共済業務スケジュール

1日(火)	掛金等 3月分納期限 掛金等 3月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 4月分定期償還口座振替(自振校のみ)
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 4月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 6月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金等 4月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	掛金等 4月分納期限 貸付 6月22日送金申し込み締め切り

6 月の共済業務スケジュール

1日(金)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 5月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

人事異動

職員の（ ）内は前職

◆役員

理事長

平成30年3月31日付

退任 河田 悌一

平成30年4月1日付

新任 清家 篤

理事（非常勤）

平成30年4月1日付

再任 佐久間 勝彦

参与

平成30年3月31日付

退任 笹山 政和

平成30年4月1日付

新任 高橋 正友

◆本部職員

平成30年1月1日付

助成部長 吉田 秀樹
（総務課長）

総務課長 中田 哲也
（企画室参事（助成業務））

平成30年4月1日付

数理統計室長 松田 典明
（スポーツ庁参事官付企画官）

業務部長 櫻井 星二
（資格課長）

年金部長 塩飽 勲
（広報相談センター長）

福祉部長 天野 美佐子
（業務部長）

広報相談センター長
大井 桂子
（相談班長）

財務部次長（システム管理室次長兼任）
中山 正之
（総務部参事（人事担当））

企画室参事（助成業務）
尾崎 好江
（文部科学省出向）

企画室参事（共済業務）
廣田 聖志
（総務部参事（労務担当））

総務部参事（人事担当）
針沢 一秀
（融資課長）

総務部参事（労務担当）
貴家 浩之
（保健課課長補佐）

私学経営情報センター参事（経営支援担当）
飯田 公七
（融資部参事）

融資課長 小林 一之
（審査・管理室長）

審査・管理室長 田中 健太郎
（補助金課課長補佐）

資格課長 北原 洋一
（主計課課長補佐）

短期給付課長 寺井 伸二
（管理課課長補佐）

広報班長 横川 雅一
（京都会館館長）

相談班長 柏木 孝之
（営繕班主幹）

◆東京臨海病院

平成30年4月1日付

事務部長 酒井 浩二
（北海道会館館長）

◆会館

平成30年4月1日付

北海道会館館長 金田 泰行
（企画室参事（共済業務））

京都会館館長 黒田 和典
（大阪会館営業部長）

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査の提出について ご協力をお願いします

■平成30年5月31日(木)提出締め切り

（調査対象：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人）

※【 】は調査票区分を表しています。

- ①学校法人の概要【010、020、040、045、050、060】
- ②役員数・役員個人票【075】
- ③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数【110】
- ④入学試験区分別入学志願者等学生数（大学等）
【111、112、113、114、117、118、119、121】
- ⑤編入学及び通信教育にかかる学生等数【115、120】
- ⑥学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金
（高等学校～各種学校）【130】

⑦教員・職員数【210】

⑧教員数（大学院担当等）・職員内訳
【211、212、213、214】

⑨大学等専任教職員個人票（大学等）
【220、230、240、250】

詳しくは、平成30年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
札幌カーテンパレス

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西6丁目
 ☎011(261)5311 (代表) (JRF札幌駅下車徒歩約7分)
<http://www.hotelgp-sapporo.com>

夏のファミリー&グループプラン

爽やかな北海道の夏！夏の思い出をぜひ北海道で作りませんか。

- 1泊朝食付
 ツインルーム (2名1室/1名様) 7,700円～
 トリプルルーム (3名1室/1名様) 6,700円～
 取扱期間：平成30年6月1日～9月30日

〔特典〕 ・アーリーチェックイン13時 (通常15時)
 ・小学生以下のお子様キッズアメニティーをプレゼント



札幌市時計台



大通公園

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
 ☎075(411)0111 (代表) (地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車、徒歩約8分)
<http://www.hotelgp-kyoto.com>

送迎付 京都 貴船・川床 夕涼みプラン

全国的にも稀な川面のすぐ上に用意された床で、
 鱧や鮎など旬の食材を使った会席料理をご堪能ください。

【行程】 18時ホテル出発→貴船で夕食→21時ごろ帰館

- 1泊2食 スタンダードツイン (2名1室/1名様) 17,800円
 取扱期間：平成30年5月6日～9月26日

- ・2名様からご予約を承ります
- ・雨天・川の増水時などは現地施設の屋内での食事となります
- ・16,500円でご用意している期間もあります。詳しくはお問い合わせください。

川床での食事 (イメージ)



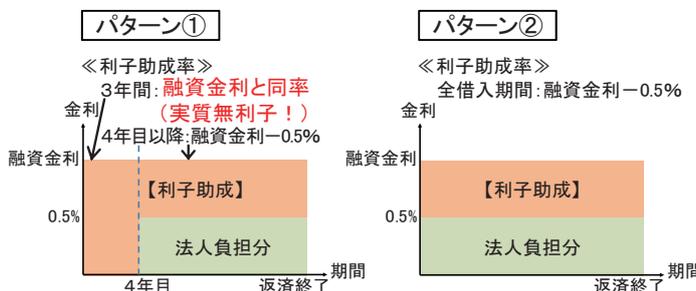
融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化 (耐震改築・耐震改修) に
 私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満た
 した場合、**国の利子助成**が受けられます。
 利子助成は二つのパターンがあります。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、
 機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備
 計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (平成30年5月1日現在)



主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの 建築・用地取得	年% 0.60	年% 0.31	年% 0.41
寄宿舎やセミナー ハウスなどの建築・ 用地取得	0.70	0.41	—
園バスや備品などの 購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、
 またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の
 全借入期間の利子助成は行われません。

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの
 固定金利となります。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp